

雨水調整計算要綱（簡易版）

はじめに

この雨水調整計算要綱(簡易版)は、雨水対策に関する事前協議申請の基本的な内容をまとめた資料です。
本簡易版で不明な点については、雨水調整計算要綱(本編)にて御確認をお願いします。

対策量

新規の大規模及び小規模開発に対する区域での抑制すべき量が対策量であり、下表が対策基準となっています。

対 策 量

開発規模	指導及び実施主体	対策基準
1.0ha 以上	東京都、埼玉県	950m ³ /ha
0.05～1.0ha	各市区町	500m ³ /ha

※対策量は敷地面積に対する抑制量

雨水対策の対象となる面積

(1) 新規開発

浸透処理対象面積 = 開発面積

※開発道路がある場合、道路部分の面積を除く開発面積

(2) 既開発及び既存敷地における増築・改築

(開発面積<1.0ha) 浸透処理対象面積 = 新規建築建物の屋根面積 ÷ 0.34

(開発面積≥1.0ha) 浸透処理対象面積 = 新規建築建物の屋根面積 ÷ 0.64

※屋根面積：軒先まで含めた投影面積(≠建築面積)

※ 本要綱が規定する雨水対策事前協議申請書の提出が必要となる行為は、開発区域の面積が 500 m²以上の開発行為のほか、500 m²以上の敷地での建築物の建築行為や、500 m²以上の農地を新たに駐車場や資材置き場として整備する場合などの土地利用の変更に伴い、雨水が敷地外に流出する可能性のある行為を含みます。

※ 新規開発面積が 1.0ha 以上の場合は、埼玉県県土整備部河川砂防課に「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」に基づく申請・届出が必要となります。

雨水対策施設

① 浸透トレンチによる雨水対策

①-1 浸透トレンチ長の算定

$$\boxed{} \times \boxed{} = \boxed{}$$

浸透処理対象面積(ha) 係数*1 必要な浸透面積(m²)

$$\frac{\boxed{} - \boxed{}}{\boxed{}} = \boxed{}$$

必要な浸透面積(m²) 浸透柵面積(m²) 浸透トレンチ幅*2(m)

*1 浸透トレンチ計画水深

1) H=1.0m ⇒ 係数 **334**

(開発面積 1.0ha 以上の場合 **634**)

2) H=1.3m ⇒ 係数 **257**

(開発面積 1.0ha 以上の場合 **488**)

*2 浸透トレンチ幅

W=**0.5～0.8m**

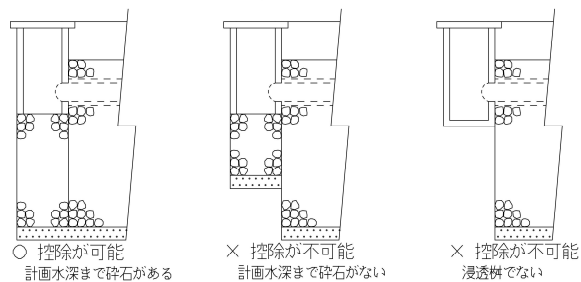
※浸透トレンチ計画水深及び浸透トレンチ幅の設定にあたり、配慮すべき内容(計画地の地下水位が高い等)がある場合、事前に申し出てください。

※1. 3mの水深を採用出来ず、かつ設置箇所に余裕がない場合に限り、浸透トレンチ幅を1. 2mまで広げることを可能とします。

①ー2 浸透枡面積の控除

浸透レンチ長の算定にあたり、必要な浸透面積から枡の浸透面積を控除することが可能です。(下図参照)

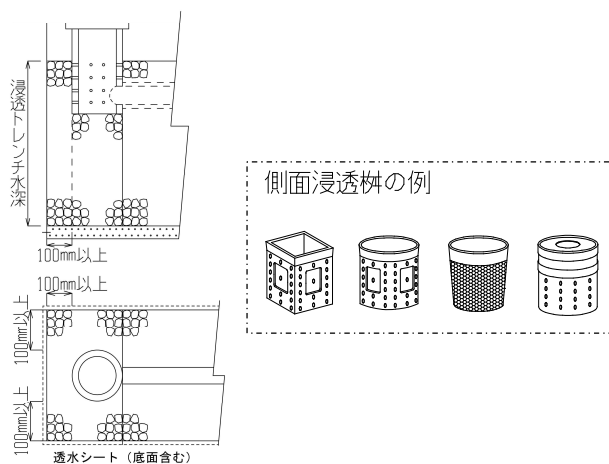
底面浸透枡の控除について



底面浸透枡の場合

底面から浸透する枡を使用し、計画水深まで碎石を入れれば、枡の底面積を控除できます。

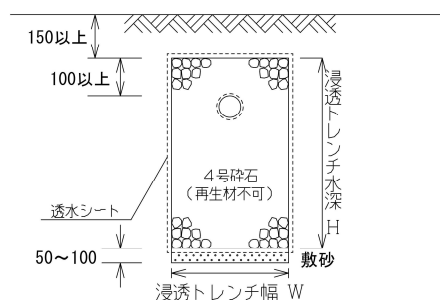
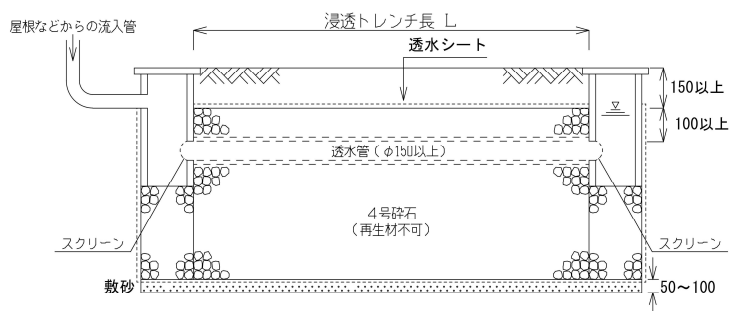
側面浸透枡の控除について



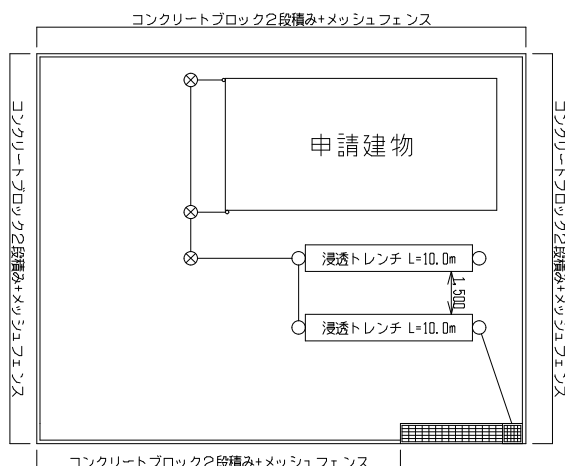
側面浸透枡の場合

底面と側面から浸透する枡を使用し、計画水深まで碎石を入れ、枡の外の面から 100mm 以上碎石を入れれば、周りの碎石の面積を控除できます。

①ー3 構造の例(浸透レンチ)



①ー4 配置の例(浸透レンチ)



留意事項

敷砂は浸透レンチ水深には含みません。
 碎石は、4号碎石(再生不可)としてください。
 スクリーンは、全ての枡に設置してください。
 浸透施設の離隔は、1.5m以上としてください。
 浸透レンチの延長は、透水管口径の120倍までを1箇所としてください。
 例) φ150の場合は、18mまでとなります。

② 貯留による雨水対策

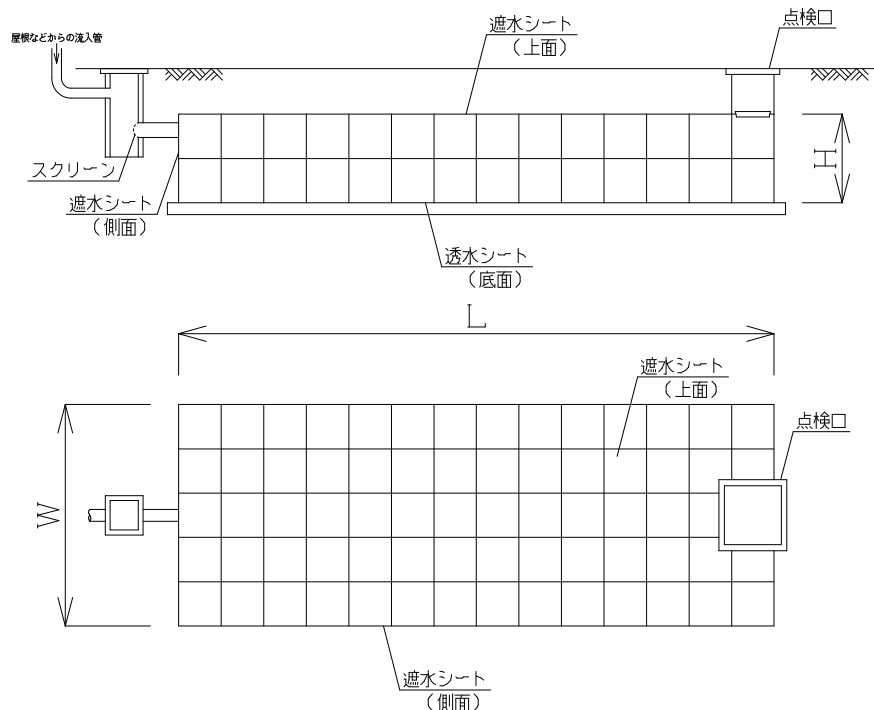
②-1 必要容量の算定

$$\boxed{\text{浸透処理対象面積(ha)}} \times \boxed{\text{対策基準}^{*1}} = \boxed{\text{必要容量(m}^3\text{)}}$$

*1 対策基準

(開発面積 1.0ha 以上) **950**m³/ha
(開発面積 1.0ha 以下) **500**m³/ha

②-2 貯留槽



留意事項

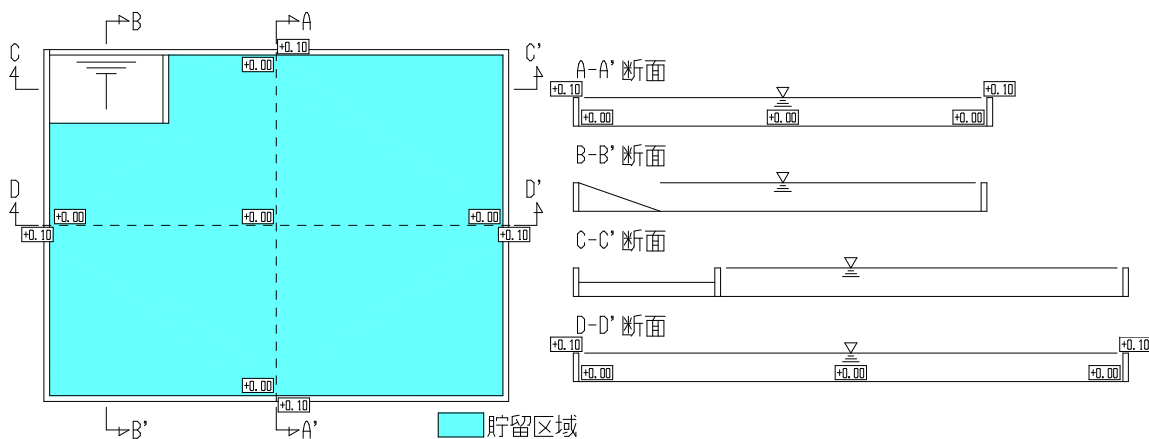
底面を除く5面を遮水シートとしてください。

$$\text{貯留量(m}^3\text{)} = \text{高さ(m)} \times \text{幅(m)} \times \text{奥行(m)} \times \text{空隙率}^{*2}(\%)$$

*2 空隙率

空隙率の根拠資料(製品カタログのコピー等)を添付してください。

②-3 表面貯留



$$\text{貯留量(m}^3\text{)} = \text{貯留区域面積(m}^2\text{)} \times \text{平均貯留高さ(m)}$$

留意事項

外構の構造は、雨水が流出しない構造(コンクリートブロック等)としてください。

構造が盛土となる場合、法面の勾配は1:2を標準とし、浸食防止のための芝張りなどによる法面処理を施すと共に、天端には1.0m以上の平場を確保してください。

資材置き場や土砂堆積として土地利用する場合は、貯留区域面積の考え方が異なりますのでご相談下さい。

事前協議申請に必要な書類

<共通>

- ① 雨水対策事前協議申請書(川越市ホームページからダウンロード)
- ② 案内図(住宅地図等)
- ③ 開発面積の求積図(測量による求積図、測量を行わない場合は登記記録の写し等)
- ④ 屋根面積の求積図(既開発及び既存敷地における増築・改築の場合)
- ⑤ 雨水対策事前協議申請書チェックシート

(1) 浸透トレンチの場合

- ① 平面図(土地利用計画、建物配置、浸透トレンチ配置、浸透トレンチ長、外構等)
- ② 計算書(①-1、①-2参照)
- ③ 構造図(①-3参照)

(2) 貯留の場合

- ① 平面図(土地利用計画、建物配置、貯留槽配置または貯留区域及び断面の位置等)
- ② 計算書(②-1、②-2または②-3参照)
- ③ 構造図(貯留槽の構造または外構の構造及び平均貯留高さがわかる断面)
- ④ 空隙率の根拠

完了検査

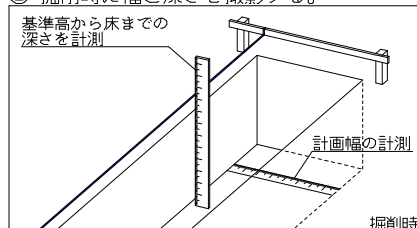
<共通>

- ① 工事完了届出書(川越市ホームページからダウンロード)
- ② 浸透トレンチまたは貯留槽については、写真確認による書類検査を標準としています。
- ③ 表面貯留については、現場検査となります。

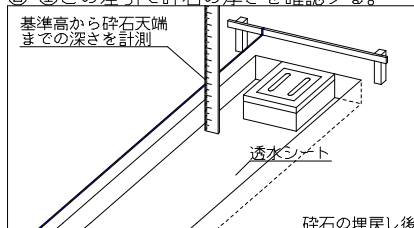
<必要書類>

- ① 出来形(朱書き)を記載した申請平面図
- ② 浸透トレンチの深さ、幅が確認できる掘削から埋戻しまでの工事写真(浸透トレンチ3箇所以上)
- ③ 浸透トレンチの出来形延長が確認できる写真(全箇所)
- ④ 掘削延長が確認できる写真(全箇所)※浸透枳面積の控除を行っている場合
- ⑤ 全ての枳にスクリーンが設置されていることが確認できる写真(全箇所)
- ⑥ 貯留槽の規模が確認できる写真(全箇所)

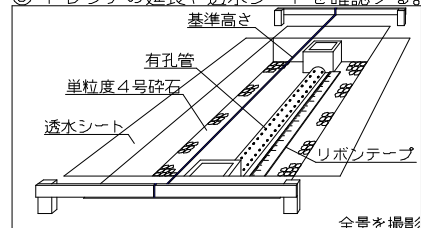
① 掘削時に幅と深さを撮影する。



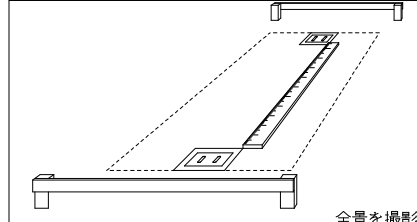
② ①との差引で碎石の厚さを確認する。



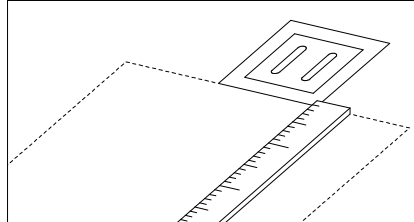
③ トレンチの延長や透水シートを確認する。



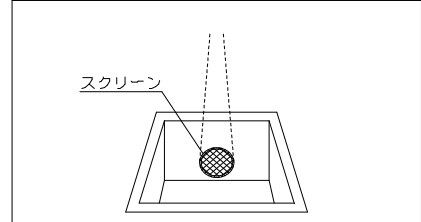
④ 延長は、埋戻し後の写真でも良い。



⑤ 延長は、全景の他に読みをアップで撮影。



⑥ スクリーンの設置を確認。



問い合わせ先

川越市役所 建設部 河川課 (TEL:049-224-6041 FAX:049-224-8804)
Email:kasen★city.kawagoe.lg.jp



川越市シンボルマーク